

令和5年度 真鶴町の教育基本方針・重点施策

1 基本方針 「教育は人づくり、人づくりはまちづくり。まちの未来づくり」 そして、そのすべての基盤は「互いの信頼」

急激な少子・高齢化が進展する中、「第5次真鶴町総合計画」に掲げる基本理念『「生（活）かす」「育む」「支え合う』』に沿った取り組みを基盤に、学校教育・社会教育を通して、子どもや町民が主人公の教育、一人一人を大切にした教育を推進します。

生涯にわたって学ぶことに意欲をもち、自分と異なる価値観を互いに認め合い、互いの絆を確かなものとし、支え合い、分かち合う人づくりを推進し、笑顔で心豊かな生活と文化が溢れるまちづくりをめざします。そのために、保護者・町民との信頼関係のもと、地域の宝であり将来を担う子どもたちを育てる学校教育の充実と、真鶴に住む人々の生活をさらに豊かにする社会教育の充実を図っていきます。

今年度は、平成30年度から推進してきた学校教育・社会教育両分野での「教育の魅力化推進計画」をさらに充実させるとともに、昨年7月に「真鶴町学校教育あり方検討会」が示した、交流と多様性をキーワードとした「幼小中一貫教育校」の実現に向け、その第一歩を踏み出します。

「教育の魅力化推進計画」の概要を次に示します。

【学校教育】

＜目的＞① 学校が小規模化する状況の中でも、その良さを生かした教育活動を推進することにより、子どもや保護者、町民、教職員にとって魅力ある学校をめざします。

② 学校の魅力化を推進することで、少子化対策、子育て支援施策の充実を図ります。

＜内容＞① ふるさと教育の推進 • ふるさと教育研究部（幼小中合同研究会）の新設

② I C T教育の推進 • I C T教育研究部（幼小中合同研究会）の新設

③ 外国語教育の推進 • 外国語教育研究部（幼小中合同研究会）の新設

④ 幼（保）小中が連携した教育の推進

⑤ 確かな学力の育成

⑥ 支援教育・インクルーシブ教育の推進

【社会教育】

＜目的＞① 少子・高齢化が進む中でも、町民にとり魅力があり持続可能な事業を行います。

② 社会教育の魅力を発信することにより、真鶴町のさらなる活性化施策の充実に貢献します。

③ 町民の健康づくりを推進し、活気溢れる元気なまちづくりをめざします。

＜内容＞① 社会教育事業の充実

• 町民の主体的な学習活動の推進と学習機会等の整備

• 学校教育との連携による地域で子どもを育てる機運の醸成

② 文化財の保護と歴史・文化を生かしたまちづくり

• 伝統行事の保護と後継者の育成

• 歴史・文化遺産等の保護・活用と町指定文化財の再整理

③ 町民みんなで楽しむスポーツの振興

• 地域に根ざした生涯スポーツ活動の推進

• スポーツのバリアフリー化の推進

• 体育施設の利便性の向上と設備の充実

④ 社会教育施設の再整備と経営改善

<学校教育>

【前文】

学校教育では、幼・小・中の一貫した教育をとおして「共に学び共に育ち、生きる力を育む教育をより一層推進する」ことを基本方針として、児童・生徒一人一人の個性を大切にし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、人格の形成をめざします。

その上で、少子化の急速な進展に対応する「教育の魅力化推進計画～学校教育～」の実施に努めます。さらに少子化の急速な進展に伴う「学校の小規模化」を主な原因とする学習指導及び生徒指導の諸課題に対しても、解決策の検討と取り組みを進めます。また、教育活動の土台となる「学校安全」についての見直しと改善を行い、安全な学校生活の再構築を推進します。

【学力】

(1) 「確かな学力」を育む教育を推進するために、「学びに向かう力・人間性等」の涵養と「思考力・判断力・表現力等」の育成をめざした主体的・対話的で深い学びのある授業の創造をめざします。そのために、豊かな学びの土台となる基礎的・基本的な「知識・技能」を確実に身に付けることをめざした、児童生徒一人一人の学びを大切にする指導の充実に努めます。

また、学校の小規模化の進行を見据えた学習指導のあり方を踏まえ、幼小中が一貫した教育の推進を図るとともに、ICT機器の活用を始めとした具体的な取り組みを推進します。さらに、学校と家庭が連携した学び直しのシステムの確立・家庭学習の充実に努めます。

【心】

(2) 豊かな心を育む教育を推進するために、「基本的自尊感情の育成」「規範意識の確立」「多様性の尊重」「コミュニケーション能力の育成（人間関係づくり・社会性の伸長）」「安心して学ぶことのできる受容的な人間関係・安全な環境づくり」を重点目標とした人権教育・児童生徒指導及び教育相談に取り組みます。さらに、学校の小規模化の進行を見据えた児童生徒指導のあり方の検討を踏まえ、人間関係プログラムを推進します。

いじめの防止については、「真鶴町いじめ防止基本方針」を推進する中で、いじめの早期発見・早期対応・解消に向けた適切かつ丁寧な対応を徹底し、未然防止策の充実と児童・生徒のいじめに対する判断力や行動力の育成に努めます。

また、恵まれた自然や伝統ある歴史を生かしながら、真鶴の良さを生かし郷土真鶴に根ざした「ふるさと教育」を推進し、故郷に対する誇りや郷土を愛する心、町の発展に主体的に関わる姿勢を育みます。

【健康・体力】

(3) 健やかな体を育む教育を推進するために、遊びや学習をとおして体を動かすことの楽しさを実感し、誰もが日常的にスポーツに親しもうとする運動習慣の定着をめざした取り組みを進めます。

さらに社会体育と連携し、家族でスポーツに親しむ習慣を形成するためにニュースポーツやパラスポーツの普及を学校教育でも進めます。

【安全】

(4) 令和2年1月に策定した「学校の安全管理見直し計画」に基づき、安全な教育活動及び安全な教育環境の整備を推進します。

【その他】

- (5) 子どもの育ちを支える教育環境の整備については、前述の安全に係ること及び児童生徒が気持ちよく生活できる教育環境の整備を柱として、計画的に教育環境の整備に努めます。
- (6) 地域と連携した教育のより一層の推進のために、学校関係者評価委員会をはじめとした関係会議などの機能を充実することや、学校ボランティアによる教育活動を拡充していきます。

<社会教育>

【前文】

町民の主体的な学習活動の支援、学習機会の整備等を一層充実させ、だれもが楽しく学べる生涯学習の充実を図るとともに、学校教育と社会教育の連携を推進し、相互に施設や人材などの教育資源の活用が図られるような土壌を形成します。具体的には本町が有する豊かな自然や有形・無形の文化財の保護・活用を図り、自然と歴史を生かしたまちづくりと町民がスポーツの楽しさと大切さを知り、健康でいきいきとした生活を送ることができる取り組みを支援することで、元気なまちづくりを推進します。

特に、少子・高齢化が急速に進む中、子どもの成長を支える社会教育事業及び持続可能な社会教育事業のあり方の検討及び改善を進めていきます。さらに、地域・学校・家庭の三者が協働して地域づくりや学校づくりに努めることで、地域の活性化と学校教職員の負担軽減に努めます。

また、「障害者差別解消法」を踏まえて合理的配慮を心がけ、事業のバリアフリー化に努めます。

(1) 文化活動に対する支援

町民の多様な文化活動を積極的に支援し、町民参画による発表・創造の場が数多く展開され、町全体に賑わいが溢れるようになります。町民が日々の文化活動の中で築き上げた成果を活用したり発表したりする機会を積極的に提供します。高齢世代のもつ知識や経験と若い世代の力を融合させ「人づくり」「賑わいづくり」「生きがいづくり」を進める中で、持続可能な文化活動と心豊かな生活の実現に努めます。

(2) スポーツ活動の推進

幼児期から高齢期までの各期に合わせたスポーツ活動に親しむ場を提供することにより町民の健康づくりを推進し、スポーツ人口の裾野を広げることで、活気の溢れる元気な町づくりをめざします。

特に、地域に根ざした生涯スポーツの普及や家庭スポーツ活動の振興に向けて、年齢や障がいの有無に関わらずすべての人が互いを大切にし合い、支え合うという共生の理念を理解し、だれもが気軽にスポーツライフを楽しむことができるよう、パラスポーツを取り入れたニュースポーツ活動を積極的に推進します。

(3) 青少年の健全育成

学校・家庭・地域及び関係機関が連携を密にし、地域全体でいつでも子どもたちに寄り添うことで安心感を与え、基本的な自尊感情を育むことのできる環境の整備を図ります。

また、地域の教育力を活用した子どもたちが安心して過ごせる放課後や休日の居場所づくりや他の自治体との連携・交流による様々な体験学習を通じ、社会的な自尊感情の育成に努めます。さらに町内外との交流の場を多く設けることで、青少年の自主性や多様な見方・考え方の育成に努めるとともに、学校教育の児童生徒指導で育成する「多様性の尊重」については、町に住む大人として子どもの模範となるような言動に個人・団体として努めます。

(4) 家庭教育支援

教育の原点は家庭にあるとの認識に立ち、家庭と学校をはじめとする関係機関や地域社会が連携を密にし、子どもたちに社会の一員としての自覚を促すとともに、福祉部局と連携した家庭教育支援事業を充実させることにより、子どもにとって居場所のある温かな家庭や家庭と家庭が支え合う地域の絆づくりをめざします。

また、学校教育の児童生徒指導で育成する「コミュニケーション能力」については、家庭の中でコミュニケーションの機会をもてるよう各家庭に働きかけ、家庭の教育力やコミュニケーション能力の向上を図ります。

(5) 文化財の保護・活用

先人から受け継いできたかけがえのない町の文化遺産や伝統行事を保護するとともに、これらに触れる機会を子どもたちをはじめとして町民に積極的に提供し、後世に伝承していくことで愛郷心を育み、歴史・文化を活かした町づくりを推進します。

(6) 施設の計画的な経営改善と改修

生涯学習を支える公民館等の各施設について、収支状況、入館者数など現状を十分踏まえ経営改善に努めます。

また、維持管理については町公共施設個別施設計画に基づき計画的な維持改修に努めます。

2 重点施策

<学校教育>

「生きる力」の育成をめざした教育活動の推進

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」等の「生きる力」をより具体化した「生きて働く『知識・技能』」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」の資質・能力を育成するために、教育課程全体をとおして学習指導要領の円滑な実施と充実に努める。

特に、真鶴町の子どもたちの実態と今日的課題を踏まえ、「真鶴町幼・小・中一貫教育」をすべての教育施策の土台とし、その教育の実現に向けて取り組む中で、特に次の事柄について指導の充実を図る。

(1) 学習指導

① 学級・学年経営を基盤とした「授業に関する真鶴スタンダード」の実践

授業に関する真鶴スタンダード

ア：落ち着きのある授業 いつでも・誰でも

イ：学び合う授業 「共に学び共に育つ」教育の中核

ウ：確かな学びのある授業 活動をとおして何を学んだか、何の「力」をつけたのか

② 一人一人の学びを確実にするための、きめ細かな指導の充実

・指導体制の充実

・指導方法の工夫

・P D C Aサイクルによる単元指導の改善

③ 学びへの意欲を高め、考える力や活用する力を育む深い学びのある授業の創造

・「考える力の育成に向けた対話や学び合いのある授業づくり」

・「書く活動と習熟の機会を効果的に取り入れ、学びの定着を図る学習活動の工夫」

・「学習のめあてとまとめを明確に位置づけた、児童生徒の主体性を育む授業づくり」

④ I C T機器を効果的に活用した教育の推進

・I C T機器活用のための研修の実施

・情報手段の基本的操作技能の習得

・I C T機器を活用した指導方法等を共有する研究部の設置（幼小中合同研究会）

・児童生徒にプログラミング的思考を育む学習の充実

・I C T機器を活用することでの児童生徒の対話や交流の充実

⑤ 外国語教育（英語）の充実

・発達段階に応じた英語に親しむ教育の推進

・英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う教育の推進

・外国語教育の指導方法等を共有する研究部の設置（幼小中合同研究会）

⑥ 「確かな学力」の育成と学び直しの時間の充実

・幼小中連携を基礎とした「国語科研究部」の設置（幼小中合同研究会）

・幼小中連携を基礎とした「算数・数学科研究部」の設置（幼小中合同研究会）

⑦ 共に学び共に育つ支援教育・インクルーシブ教育の充実

・合理的配慮に基づいた教育指導・支援

・県立小田原養護学校湯河原校舎との連携

⑧ 特別の教科「道徳」を要にした道徳教育の充実

- ⑨ 読書活動の充実に向けた具体策の推進
 - ・読み聞かせの充実
 - ・自分で本を手に取る活動の推進
 - ・学校図書館の充実と学校図書館司書配置の検討
- ⑩ 運動習慣の定着や体力の向上に向けた取り組みの推進
 - ・休み時間での外遊びの奨励
 - ・多様な動きを経験する「体つくり活動」の工夫・改善
 - ・仲間と協力して運動することで充実感が得られる行事等の活用
- ⑪ デジタル教科書導入に向け指導方法等研修の検討
- ⑫ 家庭と連携した家庭学習の充実
- ⑬ 学習ボランティアの充実

(2) 児童生徒指導

すべての子どもが互いの人権を大切にし、個性を發揮し合いながら生活できる学校づくりを根幹にして、児童生徒理解に基づく日々の小さな出来事への指導や支援、ルーティーンとなる日常の指導を積み上げていく、きめ細やかで積極的な児童生徒指導の取り組みを進める。

さらに、児童生徒指導上の諸課題の低年齢化に対応した指導の改善に努める。

- ① 児童生徒指導をとおして育成する力
 - ・基本的自尊感情の育成
 - ・多様性の尊重
 - ・規範意識の確立
 - ・コミュニケーション能力 の育成（人間関係づくり・社会性の伸長）
- ② いじめの未然防止と、解消に向けた適切な対応
 - ・きめ細やかないじめの把握
 - *アンケート等の学期1回の確実な実施
 - *日常の学校生活の中でのアンテナを高く広くするための具体策の実施
 - *児童生徒への積極的な言葉かけによる、表れづらい悩み等への教育的アプローチの実施
 - ・学級担任が抱え込むことなく、いじめを把握した時点から誰もが当事者という意識でのチーム対応を取り、関係者の情報共有と行動連携のもと迅速に対応する。
 - ・いじめにつながる言葉の実態把握と指導
 - ・児童生徒がいじめ問題について主体的に考え、行動する教育活動の推進（特にスマート等SNSに関する問題への対応について重点化を図る。）
 - ・SNSを利用したいじめを予防し、児童生徒が適切に対応できるための継続的な指導と、家庭への啓発の推進
 - ・幼（保）小中が一貫した教育を活用して、いじめに対する判断力、行動力を育成する教育活動の計画と実践の積み上げ
 - ・いじめの定義や未然防止策を家庭・地域と共有する取り組みの実施
- ③ 言葉の指導と人権に配慮した言語環境の構築
 - ・自分の思いや願い、判断したことを適切に表現できる言葉の力の育成
 - ・相手の立場や状況、気持ちを考えた言葉遣いの指導
 - ・あいさつが自然に交わされる環境づくり
 - ・より良い人間関係づくりの基盤となる言語環境（文書・掲示物等）の促進
- ④ 児童虐待への適切な対応
 - ・家庭状況が心配な児童生徒に対する丁寧な見守りと情報共有の実施
 - ・福祉行政や警察等、関係機関との情報共有・行動連携を密にした迅速な対応の実施

- ⑤ 学校の小規模化の進行を見据えた児童生徒指導のあり方の検討と具体的な取り組みの実践
 - ・人間関係プログラムを行うための研修の実施
 - ・人間関係プログラムによる人間関係構築力の向上
- ⑥ 諸課題に対する予防的な対策の推進
 - ・情報モラル、リテラシーに関する教育の充実
 - ・児童生徒がスマートフォン等を正しく利用する意識と態度の育成
 - ・規則正しい生活習慣の定着の推進

(3) 不登校の改善（教育相談の充実）

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の整備を進めるなど、不登校の子どもたちの教育機会について支援を図る。

- ① 予防的対応の実施と充実
 - ・教育相談コーディネーター及び養護教諭を中心とした教育相談担当と児童生徒指導担当との連携
 - ・学年や学級、学校の枠を越えたチーム支援の構築
 - ・誰もが安心して楽しく過ごせるような学級づくり、人間関係の形成
 - ・月の欠席3日以上の児童生徒への適切な対応と遅刻が多い児童生徒への早めの対応
 - ・児童生徒への積極的な言葉かけによる、表れづらい悩み等への教育的アプローチの実施（いじめ問題への対応との関連性を図る。）
- ② 教育支援センター専任教員及び訪問相談員、教育相談員、教育子育て支援員等の連携と協働による不登校対策の充実
- ③ 福祉行政・SSW等の外部機関との連携による支援教育の充実
- ④ 校内支援室の充実
- ⑤ 保護者に対する福祉行政と連携した支援体制の確立

(4) 児童生徒の安全に配慮した教育の推進

「学校の安全管理見直し計画」に基づき、教育活動中における事故を予防し、園・学校生活における安全な環境の整備に努める。

- ① 定期的な安全点検の確実な実施
- ② 安全への配慮を常に意識した週案等、指導計画の作成と授業の実践
- ③ 危険予測、適切な処置・対応等、安全配慮に関する正しい知識を学ぶ研修の実施
- ④ 幼児、児童、生徒の視点に立った安全な環境整備の促進
- ⑤ 学校関係者評価委員会、学校評議員会等を活用した、外部の視点による学校安全についての点検の実施

(5) 防災計画・防災教育の見直し・改善

大規模な自然災害の発生に備え、学校・園防災担当者会議での検討をとおして、子どもたちの安全確保を最優先にした防災計画のあり方を追究するとともに、災害に遭遇した際に自ら考え判断し行動できる子どもを育成するための防災教育の充実を図る。

- ① 実際の場面に生きて働く、幼（保）小中の防災計画・防災教育の実践と検証
- ② 避難行動時の町部局や自治会との連携の推進
- ③ 「助けられる立場」から「助ける立場」をめざした地域防災活動への積極的参加の推進
- ④ 登下校時の避難訓練の充実に向けた工夫改善
- ⑤ 町内私立保育園との連携も視野に入れた幼小中の防災訓練の充実に向けた工夫改善
- ⑥ 「避難所運営協議会（仮称）」と連携し、避難所の開設と運営に協力する。

(6) 幼児教育の充実

幼児教育では、幼児の自発的な活動としての遊びをとおして心身の調和のとれた発達の基礎を培い、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力を一体的に育成する。さらに、町内私立保育園との連携を推進し、町全体の幼児教育のさらなる充実を図る。

- ① 小学校以降の生活や学習をとおして育成する資質・能力の基礎を培い、幼児の自主的な遊びをとおした学びのあり方及び指導法の研究と実践
- ② 幼保・小接続期共通カリキュラムの実施と改善
- ③ 読書活動の推進
 - ・読み聞かせ
 - ・真鶴の民話の紹介
 - ・自分で本を手に取る行動の推進
- ④ 相手を考えた言葉遣いの素地を養う指導
- ⑤ 体を使って遊ぶ楽しさを実感できる保育・教育活動の推進
- ⑥ 幼児一人一人の生活経験や発達に応じ、支援教育の視点を取り入れた幼児教育の推進

(7) 地域と連携した真鶴町幼小中一貫教育の推進

「真鶴町学校教育あり方検討会」から提出された報告書（令和4年7月22日付）の内容を受け、幼小中の12年間の子どもたちの育ちを支えていく一貫教育校実現のための準備を、地域と連携して推進する。

- ① 幼（保）小中一貫教育校の実現に向けた取り組み
 - ・「真鶴町学校建設準備委員会（仮称）」の立ち上げと魅力ある学校づくりに向けた町民との対話集会の開催
 - ・「幼・小・中一貫教育による新たな真鶴町教育の創造」をテーマとした町指定研究の充実
- ② 「ふるさと教育」の充実
 - ・新たに設置する「ふるさと教育研究部」を中心とした、ふるさと教育カリキュラムの実施と改善
- ③ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）への移行
 - ・既存の組織（学校評議員会、学校関係者評価委員会等）をベースに、町民等が学校運営に参画する仕組みづくりへの検討
- ④ 食育の推進
 - ・安全安心な小学校給食の提供と中学校における保護者負担の軽減を目的としたデリバリー方式の弁当販売の実施
 - ・小学校における地産地消の推奨や「お弁当の日」の実施
 - ・一貫教育校建設に合わせた中学校給食の検討

(8) 教員の資質向上を目指した研修の充実

職場内の職員教育「OJT（On-the-Job Training）」の実践をとおして、教員の資質能力や指導力・授業力の向上を図るとともに、人権感覚及び人権意識の向上に向けた取り組みや不祥事ゼロに向けた取り組みを推進する。

また、新学習指導要領の実施に係る研修や「ふるさと教育」の実践化に向けて「真鶴」への理解を深める研修、ICT機器を活用した教育の研修等の充実を図る。一方で、子どもと向き合う時間の確保をはじめとする持続可能な教育の構築に向けた取り組みを推進するために、研修会の精選や開催時期等の検討を進める。

- ① 職場内の職員教育「O J T (On-the-Job Training)」の計画と推進
- ② 足柄下郡三町と連携した、授業力・課題解決力・人格的資質の向上を図る研修の推進
- ③ 人権感覚及び人権意識の向上
- ④ 体罰根絶に向けた取り組みと指導法の向上
- ⑤ 不祥事ゼロに向けた取り組みの推進
 - ・「意識化・行動化・継続化」の指導の徹底
 - ・種別に応じた防止対策の工夫
 - ・不祥事防止に対する主体的な取り組みの推進
- ⑥ 地域理解と地域教材を活用した教育の充実を目的とした「ふるさと教育研修会」の実施
- ⑦ I C T機器を活用した教育（プログラミング教育等）に関する研修の実施
- ⑧ 安全な教育活動を実現するための、学校安全に関する研修の実施

<社会教育>

「町民主体の生涯学習」と「郷土愛を育む教育」を充実させる観点から、町民の多様なニーズと生涯各期の学習課題に応じた学習機会や情報提供の充実を図る中で、個々の主体的な学習活動や積極的参画及び社会教育関係団体の自主的活動を支援するとともに、先人から受け継いできた本町の自然や文化遺産に触れる機会を町民に積極的に提供し、後世に伝承していく土壤を育む。

さらに、少子高齢化の急速な進展に対応する「教育の魅力化推進事業計画～社会教育～」の実施に努めるとともに、社会教育主事の養成・配置について検討を進める。

(1) 文化活動

- ① 日々の文化的活動への支援と活動成果の地域への還元
- ② 文化活動の成果の発表の場となる町民が主体となった文化祭や音楽祭の開催と支援
- ③ 高齢世代の経験や知識と若い世代の力の融合による持続可能な文化活動の推進
- ④ 美術館、博物館などの社会教育施設を中心とした文教地区構想に向けての検討

(2) スポーツ振興

- ① 地域間交流、多世代間交流、共生理念の普及及び健康増進を図るための町民運動会の再開
- ② 「共生」の理念に基づいたニュースポーツ・パラスポーツの普及を図るための町民ボッチャ大会の開催
- ③ スポーツ団体やスポーツ普及に向けて活動している社会体育団体への財政的支援
- ④ スポーツ振興事業を生涯学習・社会教育事業に組み込んだ諸事業の展開
- ⑤ 中学校部活動の地域移行に向けての周知
 - ・スポーツ推進委員、スポーツ協会等への情報提供

(3) 青少年健全育成

- ① 地域の教育力を生かした体験学習活動の充実及び他の自治体との連携
 - ・郷土が有する人材・自然・施設等の活用による体験事業の充実
 - ・郷土にはない素材の体験事業における他の自治体との連携
 - ・地域の人材を活用した「放課後子どもいきいきクラブ」「まなづる土曜教室」「スクール・センター事業」の実施による地域学校協働活動の推進
 - ・学びを深め、異学年の交流の場ともなる社会教育施設間連携事業の実施

- ② 「青少年問題協議会」及び「青少年育成連絡会」での課題解決に向けた協議
 - ・子どもにとって安全安心な地域づくりの推進
 - ・スマートフォン等の被害から子どもを守る方策の検討・実施
- ③ 「多様性の尊重」について町に住む大人として子どもの模範となるような言動に向けた啓発活動の推進
- ④ 子どもたちに安心感を与える見守り活動やあいさつ運動の展開

(4) 家庭教育

- ① 「まなづる教育の日」や「真鶴家庭の日」の周知や取り組みの推進
- ② 子育て世代への情報提供や交流の場としての学習・体験講座の開催
- ③ 子ども家庭読書活動推進につながる図書館事業の開催
- ④ 家庭における親子のコミュニケーション機会を増やすための取り組みの推進
- ⑤ 各種講座参加者を増やすための福祉部局との連携強化ときめ細やかな呼びかけ

(5) 文化財の保護・活用

- ① 真鶴町伝統文化行事の指定による保護の推進
- ② 貴船まつりをはじめとする伝統文化行事の後継者育成のための働きかけ
- ③ 文化的資産を活用した教養講座の開催
- ④ 町指定文化財の再整理とデジタルデータ保存の推進

(6) 社会教育施設の経営改善等

- ① 通年開館の実施と魅力ある展示や教育普及事業の展開（美術館、博物館、図書館）
- ② 施設が実施する体験活動への他自治体からの積極的な招致（交流人口の創出）
- ③ 公共施設個別施設整備計画に基づいた改修工事の実施
- ④ 民俗資料館のあり方についての検討（岩地区あり方庁内検討会への参画）

<その他>

(1) 町全体で支える教育の推進

学校・家庭・地域の連携による教育のさらなる推進をめざす。幼児・児童・生徒の健全育成のために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を果たす中で一体となって推進するものであるという考えに立ち、それぞれが有機的に機能するよう連携・協力・調整に努め、町民全體で支える教育の仕組みや組織作りに取り組む。

また、学校教育の場における家庭・地域の教育力の有効活用、情報や意見の交換、学校施設の開放など積極的な推進に努める。そのために、安全安心サポートー・スクールサポートー・環境整備サポートー・読書推進サポートーの取り組みを推進する。さらにコーディネーターの仕組みの充実を図る。

さらには、会員の減少等により運営が困難となった団体等への相談・助言業務を推進し、支援体制を構築する。

(2) 安全・安心な教育環境及び教育文化施設の計画的経営改善の推進

安全・安心な教育環境の充実に向けて、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを展開し、安全が日常的に確保されている環境を確立するための仕組みや組織づくりを進める。

そのために、自治会及び小中学校PTA、民生委員・児童委員協議会等との連携を図る中で子どもを見守る組織の充実を図り、登下校時の見守り活動と緊急時の対応をさらに強化し、犯罪や交通事故に遭うことのない町をめざす。

教育文化施設は現状を十分認識し、徹底的な施設の経営改善を計画的に進め、利用者の拡充に向けた改善に努める。

<教育委員会>

(1) 教育委員会制度の趣旨を踏まえた取り組みの推進

- ・真鶴町教育大綱を踏まえた教育行政の推進
- ・保護者、児童生徒をはじめとする町民や学校から信頼される教育行政の推進
- ・責任ある教育行政の推進
- ・迅速な判断と行動力による教育行政の推進
- ・開かれた教育行政の推進

(2) 学校における働き方改革の推進

- ・子どもと向き合う時間の確保をはじめとする持続可能な教育の構築
- ・教職員の勤務状況の適正把握と改善の推進
- ・学校給食費の公会計化実施に向けた検討
- ・学校支援員の適正配置と学校との連携強化